洞爺湖町プレミアム付商品券取扱店募集要項

１．趣旨

　低所得者・子育て世帯に対する消費税増税に伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、景気を下支えすることを目的として実施する予定のプレミアム付商品券事業における、商品券の取扱店（使用可能店舗事業者）を募集します。

２．募集資格・条件

　町内に店舗又は事業所を有する事業者で、下記に該当しない者

（１）役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同上第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している事業者

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する営業を行っている事業者

（３）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

（４）募集要項「３．使用対象外物品等」に記載されているもののみを取り扱う事業者

（５）その他、本事業の目的に照らして不適当と判断する事業者

３．商品券の使用対象外物品等

　・医療費・医師の処方せんによる薬代など保険適用されるもの

・出資や債務の支払い（掛け買い代金等）

・税金・国民健康保険料・介護保険料等の国・地方公共団体への支払

・振込手数料、電気・ガス・水道料金などの公共料金の支払

・金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの

・たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入

・事業活動にともなって使用する原材料・機器類及び仕入れ商品等の購入

・土地・家屋購入、家賃・地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払

　・現金との換金、金融機関への預け入れ

　・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律代122号）第２条第５項に規定する営業に係る支払

 ・商工会で実施している住宅リフォーム事業対象の工事代金の支払い

　・特定の宗教・政治活動団体と関わるものや公序良俗に反するもの

　・その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

・取扱店が利用を不可とした商品

４．商品券の概要

**・商品券は、額面500円券10枚セットの5,000円分を4,000円で販売する。**

・取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和元年10月１日から令和２年２月２９日までに限り商品券記載額に相当する物品の販売又は役務の提供（使用対象外物品等を除く）を行う。

・商品券は、令和元年10月1日より令和2年2月27日までの期間、洞爺湖町商工会

本所・温泉支所・洞爺支所の3ヵ所の窓口で販売致します。

５. 取扱店登録料…無料とする。

６．申込方法

　　取扱店を希望する事業者は、別紙「洞爺湖町プレミアム付商品券　取扱店申込書」に必要事項を記入して、洞爺湖町商工会（本所…本町58番地 虻田ふれ合いセンター、温泉支所…洞爺湖温泉142番地　洞爺湖観光情報センター、洞爺支所…とうや水の駅2F）に提出すること。

７．申込期限

　**令和元年８月２６日（月）まで**

　※期限を過ぎてからの申込みは個別にご相談ください。

８．取扱店の決定について

　　申込のあった事業者については、8月末日までに洞爺湖町商工会から申込み不可の通知がない限り、取扱店として決定されたことと致します。

　　取扱店として決定した事業者は、取扱店名簿一覧表に掲載し商品券購入者に周知します。

９．商品券の換金について

（１）換金期間：令和元年１０月１日～令和２年３月１３日まで（※厳守）

（２）換金場所：洞爺湖町商工会　本所・温泉支所・洞爺支所

（３）換金手続の概要

　　①換金は、取扱店が換金請求書とともに消費者より受け取った商品券を換金期間内に換金場所に持参して行う。

　　②洞爺湖町商工会では取扱店より提出された商品券の合計金額を取扱事業者の指定口座に振込する。

※振込手数料は、当会で負担する。

　　※換金請求書に記載された口座情報は振込のため洞爺湖町商工会に提供する。

（４）振込日：毎週火曜日までの請求分は、その週の金曜日に振込します。

（金曜日が金融機関休日の場合は、翌日以降の金融機関営業日振込となります）

 尚、12/25～1/7までの請求分は、1/10の振込となります。

１０．注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

・商品券の受け取りを拒まないこと。

・商品券使用期限（令和2年2月29日）を過ぎた商品券は受け取らないこと。

・現金との引き換えはしないこと。

・釣り銭は支払わないこと。

・受け取った商品券を換金請求しないで、他の取扱店での使い回しをしないこと。

・商品券の交換、譲渡、及び売買を行わないこと。

・取扱店において、商品券の利用対象とならない商品等を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう明示すること。

・通常の注意をもってすれば、偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに報告すること。

・取扱店は商品券を換金目的で購入してはならない。

・商品券取扱店表示ステッカー等を町民にわかりやすく、見やすい場所に掲示すること。

・商品券の盗難、紛失、滅失、または偽造、模造等に対して、発行者はその責任は負いません。

・取扱店を中止する場合は、洞爺湖町商工会/本所に届け出ること。

※募集要項に反する行為を行ったときは、取扱店舗の登録を取り消すことがあります。

１１.その他

　・本商品券事業の実施にあたっては、町が実施主体となり、商品券の作成・販売・換金業務については洞爺湖町商工会へ委託する。

１２.問い合わせ先

　　洞爺湖町商工会・本所　　　洞爺湖町本町58番地　虻田ふれ合いセンター

　　TEL 0142-76-2311

【商品券発行事業の概要】

（1）商品券の販売対象及び購入限度額

　　①2019年度分 住民税非課税者（課税基準日2019年1月1日）

* 1人あたり5冊（25,000円分の商品券）

　　②2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

* 世帯の対象となる子供の人数×5冊（25,000円分の商品券）まで

（2）販売価格…4,000／1冊

（3）額　　面…5,000円／1冊（500円券×10枚）

（4）販売総数…13,300冊　　※商品券発行総額6,650万円（13,300冊×5,000円）

**洞爺湖町内の商店・事業所の皆様へ**

**洞爺湖町プレミアム付商品券取扱店募集のお知らせ**

◆洞爺湖町では、10月からの消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の

　消費に与える影響を緩和すると共に、地域における消費を喚起することを

　目的に、プレミアムが付いた商品券を 住民税非課税者と３歳迄の子育て

　世帯の世帯主の方に限定して販売致します。

◆町内の小売店、飲食店、サービス店等の商品券取扱事業者を募集します。

取扱店登録料は、無料です。

　【対象店舗事業所】

　 ・洞爺湖町内に小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業等、一般消費者が利用可能な商品サービスを提供する店舗事業所で下記に該当しない者

　　①政治活動、宗教活動を主たる目的とする事業者

　　②反社会的勢力が関与する事業者

　　③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う事業者

　　④募集要項「3.商品券使用対象外物品」に記載されているもののみを取扱う事業者

 **取扱店募集要項、取扱店申込書については、下記の申込先にてお渡し致し**

**ますので、来所又は、ＴＥＬにてご連絡下さい。**

**※募集期限…8月26日（月）まで**

◆申込先・問い合わせ先

　洞爺湖町商工会/本所　洞爺湖町本町58番地 虻田ふれ合いセンター内

　ＴＥＬ0142-76-2311